

山口市特別支援教育就学奨励費交付要綱

第1条 この要綱は、小学校及び中学校の特別支援学級の就学を奨励するため、就学奨励費の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この奨励費の支給対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 小学校及び中学校の特別支援学級へ就学する児童及び生徒のうち山口市に住所を有する者の保護者とする。なお、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額（以下「収入額」という。）と需要額（以下「需要額」という。）の割合に応じ、次の区分に定める者

ア 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者

イ 収入額が需要額の2.5倍以上3.5倍未満の保護者

ウ 収入額が需要額の3.5倍以上の保護者

(2) 通常学級に在籍している弱視、難聴、言語障害等の児童及び生徒で、定期的に特別支援学級等において、特定の時間のみ特別の指導（以下「通級指導教室」という。）を受けている児童及び生徒（以下「通級児童・生徒」という。）のうち山口市に住所を有する者の保護者

第3条 この奨励費の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校給食費

学校給食法（昭和29年法律第160号）第8条第2項に規定する学校給食に要する経費の半額

(2) 通学に要する交通費

児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(3) 職場実習に要する交通費

教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において生徒が現場実習に参加する場合の交通費

(4) 交流及び共同学習に要する交通費

学校教育の一環として特別支援教育諸学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童及び生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費

(5) 修学旅行費

児童又は生徒が、小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、及び見学科等の半額

(6) 校外活動等参加費

イ 児童又は生徒が、校外活動に参加するために直接必要な交通費、見学科の額の半額

ロ 児童又は生徒が、宿泊を伴う校外活動に1回参加するため直接必要な交通費、見学科の半額

(7) 学用品等購入費

イ 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費に体育実技用具費及び拡大教材費を加算した経費

ロ 児童又は生徒（新たに入学する児童又は生徒を除く）が通常必要とする通学用品の購入費

(8) 新入学児童生徒学用品費等

新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品費等の購入費

第4条 奨励費の支給額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）（以下「補助金交付要綱」という。）の補助対象経費を基に算定し、補助金交付要綱の配分限度額を超えない範囲で支給する。

(1) 第2条第1号アに該当する者は、前条各号に規定する経費の合計額（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13号に規定する教育扶助を受けている児童及び生徒の保護者については第3条第3号及び第4号の交通費の合計額、山口市就学援助費交付要綱第2条の規定により準要保護の認定を受けている児童及び生徒の保護者については、第3条第2号から第4号に規定する交通費の合計額のみ給付するものとする。）

(2) 第2条第1号イに該当する者は、前条第2号に規定する交通費全額並びに第3号及び第4号に規定する交通費の4分の3の額の合計額

(3) 第2条第1号ウに該当する者は、前条第2号に規定する交通費に相当する額

(4) 第2条第2号に該当する者は、補助金交付要綱の補助対象経費にかかわらず通級児童・生徒が通級指導教室へ通う交通費のみを前条第2号に規定する交通費とみなし、当該経費に相当する額

第5条 この奨励費の交付を受けようとする者は、特別支援教育（特別支援学級）就学奨励費に係る調書（様式1）を調製し、学校長を経て山口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

2 学校長は、保護者から調書の提出があったときは、調書の認印欄に押印して教育委員会に送付するものとする。

3 奨励費は、学校長を経て保護者に交付する。ただし、特に保護者の申し出のある場合は、市の指定した金融機関の保護者の預金口座への振込により交付することができる。

第6条 この要綱の適用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 阿東町の編入の前日までに、阿東町特殊教育（特殊学級）就学奨励費交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。